令和８年 11 月９日

報道機関各位

青森県総務部広報広聴課

県民対話集会「＃あおばな」の実施団体を募集します
―令和８年度第４四半期分―

県民対話集会「＃あおばな」の令和８年度第４四半期分の実施団体を募集しますので、周知について、よろしくお取り計らい願います。

記

１　開催要件（抜粋）
・青森県内に所在する 10 人程度の参加者が見込まれる団体等
・集会は公開で開催し、対話時間は１時間程度

２　実施期間
令和９年１月 20 日（水）から３月 21 日（日）

３　募集期間
令和８年 11 月 16 日（月）13 時 00 分から 11 月 30 日（月）13 時 00 分

４　応募方法
県ホームページから専用応募フォームにアクセスし、団体等名、連絡先、希望日程等の必要事項を入力

５　その他
・応募要件等の詳細は別添公募要領に記載しています。
・バナー等の画像データの掲載を希望される場合は下記担当にお問い合わせください。

＜公募ページ＞

報道機関用提供資料（連絡先）	
担　当　課 担　当　者	広報広聴課　広聴グループ 副参事　玉熊　留美
電 話 番 号	直通：017-734-9138　内線：2808
報　道　監	総務部　次長　木村　真一

県民対話集会「#あおばな～青森・未来・対話～」公募要領

－令和８年度第４四半期分－

１　目的

知事が出向いて県民の声を聴く対話集会（以下「集会」という。）を開催するため、青森県内で活動する団体・グループ・事業所等（以下「団体等」という。）を募集します。

２　開催要件

（１）青森県内に所在する１０人程度の参加者が見込まれる団体等とします。
（２）会場は団体等の活動場所、職場、施設等とし、会場利用に係る費用は応募者負担とします。
（３）集会は、公開で開催されるものとします。
（４）対話時間は１時間程度とします。

３　対象としない団体等

（１）特定の個人・団体等の利益の推進や誹謗・中傷等を対話の内容として希望する団体等
（２）政治・宗教の活動を目的とした団体等
（３）公序良俗に反する活動をする、またはそのおそれがある団体等
（４）その他、事業の趣旨に照らし、開催が適当でないと判断される団体等

４　応募方法

応募者は、募集期間内に県ホームページ上の専用応募フォームにより、次の各号を入力の上、申込みするものとします。

（１）団体等名称、代表者名、団体等の設置目的、主な活動内容
（２）団体等連絡先（所在地、担当者、電話番号、メールアドレス）
（３）参加予定人数（性別及び年齢構成を含む。）
（４）開催希望日程
（５）会場の名称、所在地
（６）対話テーマ
（７）応募動機

５　実施の決定

（１）実施期間

令和９年１月２０日（水）から３月２１日（日）まで

（２）実施時間

原則として９時から１７時までの間の１時間程度

（３）募集期間

令和８年１１月１６日（月）１３時から１１月３０日（月）１３時まで

（４）選考方法

申込内容を確認後、地域・対話テーマ・団体等の活動分野等を総合的に勘案して実施予定団体等を選定し、現地確認（開催日の１か月程度前）等を行った上で実施します。

ただし、申込内容等に虚偽があった場合や開催が困難な状況が生じた場合、県は実施予定団体等の選定を取り消すことができるものとします。

（５）結果通知及び公表

募集期間内に応募いただいた全ての団体等へ令和９年１月中旬までに選定結果を通知します。

また、実施予定団体等について、県ホームページ上で公表します。

なお、選考の経緯及び選定理由に関するお問い合わせには応じかねます。

６　集会の記録及び公表

県は、集会の様子を写真撮影、録音等を含めて記録を取り、集会内容を県ホームページやＳＮＳ等で公表することができるものとします。

７　集会を中止する場合

知事が緊急に対応すべき用務が生じた場合や、開催が困難な状況となった場合は集会を中止する場合があります。

８　個人情報の取扱い

募集に当たり取得した個人情報は、集会開催に係る事務にのみ使用するものとします。

９　庶務

集会に関し必要な事項は、青森県総務部広報広聴課において処理します。